

広島藩「配知目録」についての諸考察

石川良枝

【要旨】広島藩では、100石以上の知行取の藩士の家督相続の際、勘定所が「配知目録」という文書を発給した。藩主の黒印が押された知行宛行状とともに保存・伝来されることから、これまで判物類の一つとして認識されてきた。本稿では「配知目録」の料紙・書式・発給者・発給時期に着目し、この文書の性格を明らかにする。

- 1 はじめに・本稿の目的
- 2 配知目録に関する記述の整理
- 3 配知目録の料紙
- 4 配知目録の書式と発給者
- 5 配知目録と知行宛行状の発給時期
 - 5-1 異なる発給時期
 - 5-2 八嶋家からみる禄高の推移
- 6 おわりに

1 はじめに・本稿の目的

本稿は広島藩（浅野氏）の家臣が受け継いできた判物類¹のうち、主として「配知目録」と表記される文書を対象とし、その料紙や書式、発給者などの観点から藩主発給の知行宛行状との違いを明らかにするものである。

本稿の直接の契機となったのは、「今中文庫」（広島大学所蔵）の判物類に使用されている奉書紙の料紙調査であった。この判物類の内の4史料²が、「配知目録」と墨書のある色諸口紙³に包まれ、本紙は知行宛行状の奉書紙と比較してひと回り小さく、白黄色の料紙だったのである。このように、配知目録の包紙が藩政庁発給を示す淡茜色の染紙であること、また本紙が判物類一

¹ 諸藩の知行宛行状は縦紙や折紙の形態の違いのほか、花押、朱印、黒印の種別がある。判物は花押が付される文書で、厳密には印判状（朱印・黒印状）と区別される。広島藩の知行宛行状は縦紙の黒印状だが、包紙には「御判物」の表記が多く、『広島県史』でも「判物」と記述されるため、文中では判物類とした。

² 『今中文庫目録』の「判物箱」№7、9、18、20。

³ 享保6年（1721）に藩の公用文書料紙として、淡茜色に染められた諸口紙。

般に用いられる奉書紙ではないことの2点から、藩主の黒印が押された「御判物」（知行宛行状）とは性格が違う文書と理解すべきであると思われた。ただし、外見上は異なっているとしても、藩士にとっては「御判物」と一緒に保存してきた関連性の深い文書であることに変わりはなく、両者の発給事由を改めて検証する必要があるといえよう。

現在、『今中文庫目録』⁴ではこれらの配知目録の料紙は奉書紙とされており、同目録に限らず広島県立文書館でも奉書紙と記載されている例⁵がある。これは、配知目録と知行宛行状が同じ堅紙⁶（あるいは堅継紙）様式であるため両者の区別が明確ではないこと、加えて「判物類は奉書紙」という先入観に起因すると思われる。

そこで本稿では、以下のように配知目録に関する考察をすすめていきたい。まず、第2節で配知目録がこれまでどのように理解されてきたのか整理する。第3節では、知行宛行状に使用される奉書紙と比較しつつ、配知目録の料紙の特徴を明らかにする。第4節においては配知目録の文言や書式、発給者を検討する。そして第5節では、知行宛行状と配知目録の発給時期に着目し、両者発給の関係性や給与される禄高の変化を検証していきたい。これらを経て、広島藩の藩政文書における配知目録の位置を再確認したいと考えている。

2 配知目録に関する記述の整理

広島藩の給与形態は地方知行制と俸禄制に分かれ、前者では高100石以上の藩士を「知行取」と称し、後者では100石未満を現米で受け取る者を「切米取」といった。延宝3年（1675）から元禄12年（1699）、享保17年（1732）から同19年、宝暦4年（1754）から同6年までの3期間は全知行地が代官の支配下に置かれ、全ての藩士を俸禄制としたが、基本的には版籍奉還にいたるまで地方知行制が継続された。この知行取の藩士へ、家督相続の際に渡される知行目録が配知目録（写真1・右）である。残されている目録の包紙には「割符証文」「配地目録」の表記もあるが、主として「配知目録」という名称が使用されていた。

⁴ 『今中文庫目録—近世中家と広島藩—』（広島大学出版会、2006）

⁵ 「安芸国広島浅野家中 諏訪家文書仮目録」史料No.10, 14, 15

⁶ 諸藩では藩主の宛行状は黒印が押された折紙様式のものも多い。

ここでは、これまでの藩政史・地域史の研究の中で、配知目録がどのように理解されてきたのかを整理する。現在、『広島県史』をはじめ県の自治体史にこの名称は見当たらず、管見では唯一、『広島県川上村史』⁷に下記の記述がある（資料1）。ただし、配知目録を「御判物」と一緒に発給される「折紙」とする点などに疑問があり、下線部のみ実際の史料と合致する（下線は筆者）。

【資料1】

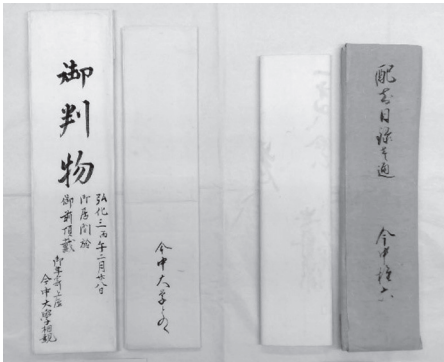


写真1 右：配知目録本紙と色諸口紙の包紙「配知目録通」
左：知行宛行状本紙と包紙「御判物」

先ず、100石以上の知行取りの武士は、藩主から次のような御判物、または御墨付とよばれる辞令を貰ってはじめて自分の給知が定められた。（中略）更にこの御判物の末文に出て来る「重ねて折紙を出し云々」というのは、配置目録のことを言い、形式はこの御判物とはほとんど変わらないものであるが、御判物は藩主の黒印がおされ、藩主から直接賜わるものであるのに対して、この配置目録は勘定奉行等数人の署名があって、

御勘定所から渡され、藩主の示した御判物の内容を承認し、実際の仕事を運んだ。

この資料1のほか、『広島県史 近世資料編Ⅲ』⁸と広島県立文書館収蔵文書展「広島藩士 三好家文書展」図録⁹に、配知目録の名称は使用していないが内容に関する記述がある。前者では、「広島藩は、藩士の家督相続の際は、改めて判物を受け、父の知行高より低く給与されるのが例で、その後の加増は本人の勤勉次第とされていた。」とされる。後者では、「三好家文書には、藩主黒印知行目録以外に、藩士が家督を相続する際に、勘定奉行が発給する知行目録がある。」となっている。また、近年刊行された『シリーズ藩物語 広島藩』にも、写真の注記として「配知目録は、藩士が代替わりに際して藩か

⁷ 『広島県川上村史』（1970）185～186頁。

⁸ 『広島県史 近世資料編Ⅲ』608頁、「諸士に永代禄を申渡す書付」の注より。

⁹ 「広島藩士 三好家文書展」（2015）、6頁、注(3)より。

ら発給された知行地の証明書」という記載があった。以上から、配知目録に関しては従来部分的な理解にとどまっていたことが明らかであるが、これらの記述を総合すると下記のような文書であることが整理される。

◆藩士の家督相続の際に発給され、前当主より低い知行高が記載される。

◆勘定奉行数人の連署があり、勘定所発給の文書である。

以下、藩士の家督相続の際に勘定所から発給される知行目録の名称を「配知目録」とし、上記の内容を念頭に置きつつ史料の検討に入りたい。

3 配知目録の料紙

では、配知目録にどのような料紙が使用されているのか、知行宛行状と比較しつつ明らかにしていきたい。2020年3月から2021年11月にかけて、下記の広島藩士6家の配知目録と知行宛行状の料紙調査を行った。

【対象史料と調査日】

- ・「今中文庫」（広島大学所蔵）：2020年3月24～27日
- ・「八嶋家文書」¹⁰（個人蔵）：2021年7月13日
- ・「平尾家文書」「松岡家文書」「諏訪家文書」「竹腰家文書」（広島県立文書館所蔵）：2021年11月16日、30日

【料紙調査方法】

- (a) 料紙の縦・横寸法、厚さの計測（各辺3か所計測、小数点以下第3位を四捨五入し平均値を算出）。
- (b) 簀日本数（1寸当たり）と、糸目幅（mm）の計測（3か所計測、小数点以下第1位を四捨五入し平均値を算出）。
- (c) 肉眼及び100倍の小型顕微鏡による観察、白色LEDライトパネルを用いた透過光観察による簀目・糸目・刷毛目¹¹・板目、繊維の種類や填料の有無、非繊維物質や繊維束の観察。

【料紙評価の表記について】

形状の大判・中判・小判は縦が1尺1寸以上のものを「大判」、9寸～1尺1寸未満のものを「中判」、9寸未満のものを「小判」とする（1寸は30.3mm）。

¹⁰ 広島家中・八嶋家伝来文書。史料名は仮に「八嶋家文書」とし、筆者が暫定的に番号を付し表に用いた。

¹¹ 漉いた紙を板に張り付け乾燥させる際、刷毛で空気を抜く作業工程により残る痕跡。板目も同様の工程で残る痕跡。

また、厚さは0.10～0.12mm程度を「中口」として基準とし、0.12mm以上を「厚口」、0.10mmに満たないものを「薄口」と表記する。填料である米粉の量は相対的ではあるが、杉原紙のように繊維周辺に多量に確認できるものを「多」とし、容易に確認できるが杉原紙ほどではない量を「普通」、それ以下のものを「少」「極少」「無」の3通りで表現することとした。

上記の調査結果のうち、料紙の形状に関する項目を配知目録は表1、知行宛行状は表2にまとめた。なお、知行宛行状は点数が配知目録の約3倍にのぼるため、年代と家に偏りが生じないように19点を抽出した。また形状以外の項目は、紙幅の関係上簡易な表3として作成し概要を示すにとどめた。以下、表1～3を踏まえ、配知目録と知行宛行状の料紙の違いを述べていきたい。

まず両者の縦横の法量の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）、および厚さの平均値は下に示したとおりである。

〔配知目録〕	縦345.1mm（最大350，最小338）
	横513.0mm（最大521，最小500）
	厚さ0.26mm（最大0.36，最小0.22）
〔知行宛行状〕	縦385.2mm（最大428，最小372）
	横524.8mm（最大569，最小509）
	厚さ0.30mm（最大0.38，最小0.19）

上記の縦横の法量を、享保3年（1718）の「御紙蔵江納候諸紙」¹²（以下、「享保3年寸法表」とする）の寸法、および文化8年（1811）の「御紙蔵諸紙定寸之覚」¹³（以下、「文化8年定寸表」とする）の寸法に照らし合わせると、配知目録は「大長」紙（351.5mm×527.2mm）、知行宛行状は「大奉書」紙（378.8mm×524.2mm）に近似した¹⁴。以下、暫定的に配知目録の料紙は大長紙、知行宛行状の料紙は大奉書紙とし、文中で適宜用いることとする。

さて両者を比較すると、知行宛行状は配知目録より縦が約40mmと1寸以上大きく、横も12mmほど長い。厚さも知行宛行状の方が厚いが、双方とも0.25mm以上あり大判で厚口の料紙と評価できる。配知目録は、表1から明らかのように寛政年間に若干縦が小さくなるが、幕末にいたるまで料紙の法量に変

¹² 『広島県史 近世資料編Ⅰ』158頁。

¹³ 『広島県史 近世資料編Ⅳ』103頁。

¹⁴ 「大長」は縦1尺1寸6分×横1尺7寸4分、「大奉書」は縦1尺2寸5分×横1尺7寸3分と寸法の記載がある。

表1 配知目録料紙(大長紙)調査表

No	史料番号	和暦(西暦)	形態(調査箇所)	縦mm	横mm	厚mm	包紙
1	竹腰-7	元禄17(1700)	豎貼継(2)	348	515	0.24	宛行状と共通包紙 「(前略)外ニ割符証文巻通」
2	八嶋-1	享保20(1735)	豎貼継(1)	350	520	0.31	白諸口紙 「配知目録巻通 八嶋愛蔵殿」
3	今中-7	宝暦12(1762)	豎貼継(1)	348	521	0.25	色諸口紙 「配知目録巻通 今中万三郎殿」
4	八嶋-17	明和4(1767)	豎貼継(1)	347	511	0.23	色諸口紙「配知目録 八嶋大学」
5	平尾-11	明和4(1767)	豎貼継(2)	345	508	0.25	-
6	竹腰-13	明和8(1771)	豎貼継(3)	345	520	0.23	宛行状と共通包紙 「(前略)外ニ配地目録巻通添」
7	諏訪-10	安永4(1775)	豎貼継(2)	346	500	0.24	白諸口紙 「配知目録巻通 諏訪豊次郎殿」
8	八嶋-15	寛政5(1793)	豎貼継(1)	340	513	0.25	色諸口紙 「配知目録巻通 八嶋愛蔵殿」
9	今中-9	寛政9(1797)	豎貼継(1)	338	520	0.23	色諸口紙 「配知目録巻通 今中他人太郎殿」
10	八嶋-12	文化9(1812)	豎貼継(1)	344	515	0.22	色諸口紙 「配知目録巻通 八嶋竹之助殿」
11	松岡-6	文化12(1815)	豎貼継(2)	339	515	0.26	-
12	八嶋-10	文政7(1824)	豎貼継(2)	344	514	0.36	-
13	竹腰-18	文政9(1826)	豎貼継(2)	342	510	0.33	宛行状と共通包紙 「(前略)外ニ配地目録巻通添」
14	松岡-9	弘化5(1848)	豎貼継(2)	348	510	0.26	-
15	諏訪-14	嘉永2(1849)	豎貼継(2)	345	517	0.26	色諸口紙 「配知目録巻通 諏訪吉之丞殿」
16	今中-18	安政(1855)	豎貼継(1)	344	503	0.25	色諸口紙 「配知目録巻通 今中大衛殿」
17	平尾-13	安政6(1859)	豎貼継(1)	348	510	0.26	-
18	八嶋-7	慶応2(1866)	豎貼継(2)	348	510	0.33	-
19	諏訪-15	慶応3(1867)	豎貼継(2)	347	510	0.25	色諸口紙 「配知目録巻通 諏訪直太郎殿」
20	今中-20	慶応4(1868)	豎貼継(2)	345	520	0.26	色諸口紙 「配知目録巻通 今中権六殿」

*1「史料番号」は竹腰・諏訪・平尾・松岡家は広島県立文書館仮目録番号、今中家は『今中文庫目録[判物箱]』番号、八嶋家は筆者が付した仮番号。*2「形態」の()内の数字は貼継の何紙目を調査対象としたかを示す。表中の縦・横・厚さはその一紙分量。*3「宛行状と共通包紙」は子孫によって知行宛行状と一緒に包み直された状態のものを指す。

表2 知行宛行状料紙（大奉書紙）調査表

No.	史料番号	和暦（西暦）	形態（調査箇所）	縦mm	横mm	厚mm
1	今中-1	寛永11（1634）	縦紙	372	519	0.31
2	八嶋-5	寛文9（1669）	縦紙	381	525	0.28
3	八嶋-4	延宝2（1674）	縦貼継（1）	428	569	0.38
4	平尾-5	延宝2（1674）	縦紙	429	579	0.37
5	今中-3	元禄13（1700）	縦紙	382	518	0.37
6	八嶋-2	宝永7（1710）	縦貼継（1）	375	509	0.3
7	諏訪-20-1	宝永7（1710）	縦紙	373	515	0.29
8	今中-5	享保13（1728）	縦貼継（1）	393	528	0.3
9	八嶋-19	宝暦7（1757）	縦貼継（1）	395	534	0.24
10	諏訪-20-2	宝暦7（1757）	縦貼継（2）	392	530	0.32
11	平尾-10	明和3（1766）	縦紙	380	518	0.27
12	今中-8	明和8（1771）	縦貼継（1）	379	513	0.26
13	竹腰-16	享和2（1801）	縦貼継（2）	375	517	0.28
14	八嶋-13	文化5（1808）	縦紙	376	519	0.3
15	竹腰-17	文政3（1820）	縦紙	380	515	0.29
16	今中-12	文政9（1826）	縦貼継（1）	377	516	0.25
17	今中-15	天保9（1838）	縦貼継（1）	377	513	0.19
18	今中-17	弘化3（1846）	縦貼継（1）	375	515	0.21
19	八嶋-8	安政7（1860）	縦貼継（1）	379	520	0.19

* 「史料番号」と「形態」の（ ）内の数字に関しては、表1に同じ。

表3 料紙の比較（法量を除く）

種別	紙種	簀目目立	糸目目立	簀日本数 （1寸当り）	糸目幅 mm	非繊維物質・樹皮片・ 繊維束	ムラ
配知目録	大長紙	透視～目立	透視～目立	18～24	30～35	小	小
知行宛行状	大奉書紙	なし	透視	—	30～35	小	小

種別	填料		硬さ	繊維	色	備考
	種類	量				
配知目録	米粉	少～極少	普通	楮	白黄	裏面に刷毛目跡
知行宛行状	米粉	多	柔	楮	白	—

化は見られなかった。これに対し知行宛行状は、表2から延宝2年（1674）の綱長の知行宛行状が突出して大型であること、享保～宝暦年間の吉長と宗恒の知行宛行状が縦横とも法量がやや大きい傾向が見てとれる。

特に延宝2年の知行宛行状は、八嶋家と平尾家以外の竹腰・松岡・今中家でも縦420～428mm×横562～569mmを測り、厚さも0.36～0.37mmと他の時代に比してさらに大判・厚口であった。これは意図的にひと回り大きなものを

製し、家臣へ権威を示す必要があったためと思われる。その背景の一つとして、綱長が父の急死を受け、祖父光晟の後見のもと15歳の若さで藩主となったことが考えられよう。この延宝2年を例外として平均値を計算し直すと、知行宛行状は縦380.1mm×横519.1mmとなり、享保3年寸法表と文化8年定寸表の「大奉書」の数値の範囲により近づくため、大奉書紙として差し支えないことが改めて確認できる。

次に、表3から法量以外の点で配知目録と知行宛行状の共通点や違いを見ていきたい。知行宛行状は、填料として米粉を多量に入れることで、白色度が高く紙に柔らかみがある。また、緊密な厚い漉きあげとなっており、透過光で確認できるのは糸目のみで、簀目は観察されなかった（写真2）。

配知目録の大長紙も、原料処理が丁寧に行われ、非繊維物質なども少なく均一に漉かれている。大奉書紙と比較すると、簀目と糸目は透過光でより明瞭に観察できるという大きな特徴がある（写真3）。1寸当たりの簀目本数は18～24本であり、糸目幅は大奉書紙と同様の30～35mmという結果を得た。填料の米粉は少量確認されるかあるいはほとんど見られず、このため大奉書紙より白色度が劣り、料紙色はやや黄色（クリーム色）がかっている。手触りも大奉書紙に比してやや硬い。裏面には刷毛目が観察され、板干しされたことがうかがえる。

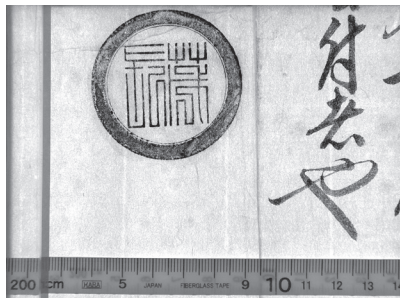


写真2 茂長知行宛行状の糸目（透過光）
平尾-14（安政7年）

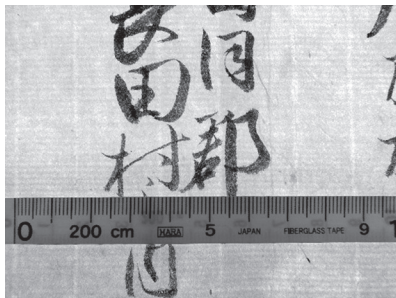


写真3 配知目録の簀目・糸目（透過光）
今中-18（安政2年）

以上、配知目録の大長紙と知行宛行状の大奉書紙の料紙調査から双方の特徴を述べてきた。これらを整理すると次のようになる。

◆大奉書紙と大長紙は楮を原料とし、原料処理の精度が高く、大判・厚口という共通性がある。

- ◆両紙の法量および厚さには明確な差異があり、大奉書紙の方が大長紙より面積が大きく、厚かった。また、大奉書紙は大長紙に比して白色度が高いことから、料紙としての格は大奉書紙の方が上であると理解される。
- ◆配知目録の大長紙は、填料の米粉の添加量が極めて少ないこと、簀目と糸目が透過光ではっきり観察されること、板干しされた刷毛目跡が観察されるなど、法量だけではなく抄紙工程での違いも明らかとなり、知行宛行状の大奉書紙とは別の種類の料紙であることが改めて確認された。

このように、配知目録は大長紙という大奉書紙より格下の料紙を使用したと考えられるわけだが、この大長紙という耳慣れない紙について補足しておきたい。先に述べた享保3年寸法表と文化8年定寸表では、大長紙は奉書紙類、杉原紙類の次に記載される。資料2として文化8年定寸表を掲出する。

【資料2】御紙蔵諸紙定寸之覚（文化8年定寸表）

・大広奉書	天地	1尺4寸5分	・中杉原	同	1尺 5分
	横	1尺9寸5分		同	1尺5寸
・新奉書	縦	1尺3寸2分	・尺長	同	1尺8寸5分
	横	1尺8寸5分		同	2尺4寸8分
・大奉書	同	1尺2寸5分	・大長	縦	1尺1寸6分
	同	1尺7寸3分		横	1尺7寸4分
・小奉書	同	1尺1寸8分	・中長	同	1尺 5分
	同	1尺6寸		同	1尺6寸
・大杉原	同	1尺1寸2分	(以下略)		
	同	1尺6寸	以上	未七月	御紙蔵

資料2より大長紙は「尺長」紙の一種であることがわかる。この「尺長」は尺永（丈長）紙類と解され、安永6年（1777）刊『新撰紙鑑』¹⁵の「尺永（たけなが）類」には「奉書の属なりといへとも今こゝに付す」という注記が見られる。すなわち、尺永紙は奉書紙に近い規格で漉かれた料紙であると大まかな理解ができよう。そして、資料2の文化8年定寸表では、「大長」紙は「大杉原」紙より法量が大きいかかわらず、杉原紙類より後に記載されている。

¹⁵ 京都の木村青竹が享保年間に編集し、安永6年に刊行された。当時の大坂市場で流通していた全国の紙の種類と形状を網羅している点で、江戸中後期を通して最も優れた文献史料。

ることから、白色度が奉書紙・杉原紙より劣る紙であることが推察される。

文献資料における、広島藩の「尺長」「大長」の用途に関する記述は見当たらないが、天明2年(1782)に「中長」紙についての触書¹⁶がある。これによると、宝暦7年(1757)より仙国紙(泉貨・仙過紙)とされていた「通用指紙」を再び中長紙に戻すが、「下地之指紙」はそのままにしておく旨が通達された。「指紙(差紙)」は一般的には役所からの召喚状であるが、広島藩の場合は切米取の藩士への給米の石高を記した証書を指していた。筆者は切米取の藩士に発給された差紙の実見がないため、触書のとおり中長紙であるかは未確認であり、以下は仮説にとどまる。仮に差紙が中長紙であるとするれば、切米取の藩士にとっての俸禄証書を中長紙、知行取の藩士にとっての家禄証書に相当する配知目録を大長紙としていることになる。藩士の給与形態の差をこのように料紙の大きさで可視化し、区別していたといえるのではないだろうか。

4 配知目録の書式と発給者

この節では、配知目録に記される文言や押印、発給者、包紙について検討したい。資料3、4に配知目録の文例を2つ示した(読点・下線は筆者)。

【資料3】(竹腰一7, 元禄17年)

覚

- 一 高三拾八石七斗壹升八合 安芸国高宮郡 鈴張村之内
- 一 同四拾壹石式斗八升式合 同国安芸郡 中野村之内
- 一 同五拾石 同国賀茂郡 広村之内
- 一 同五拾石 備後国三谿郡 上田村之内

高合[㊦]百八拾石

右竹腰善兵衛殿知行所高式百五拾石之内、御手前へ相渡候分割符如此候、
当年方此紙面之通御所務可被成候、以上

元禄十七年[㊦]二月廿五日

青木弥大夫 [㊦](花押)

平山新五郎 [㊦](花押)

竹腰次左衛門[㊦](花押)

¹⁶ 『広島県史 近世資料編Ⅲ』930頁、「指紙に中長紙使用の広島町触」。

杉山吉左衛門[㊦]（花押）

竹腰弥半太殿

【資料4】（諏訪—10，安永4年）

覚

- 一 高三拾壺石壺升五合 安芸国佐伯郡 保井田村之内
- 一 高五拾八石九升 同国山縣郡 丁保余原村之内
- 一 高六拾八石七斗五升貳合 同国同郡 南方村之内
- 一 高五拾貳石壺斗四升三合 同国高田郡 栗屋村之内

割印 高合[㊦]貳百拾石

右諏訪隼太知行高三百石之内、御手前江相渡候条紙面之通所務可有之旨被仰出候、以上

安永四年[㊦]三月朔日

西川与四郎[㊦]（花押）

林甚左衛門[㊦]（花押）

川崎鹿之助[㊦]（花押）

竜神甚大夫[㊦]（花押）

諏訪豊次郎殿

資料3の文言は、今回の調査で最も古い元禄17年（宝永元年，1704）の配知目録（表1・竹腰—7）のみに用いられ、次の享保20年（1735）の配知目録（同・八嶋—1）以降はすべて資料4の文言であった¹⁷。資料4の文言に移行した際、前当主に付いていた「殿」の敬称をとり、末尾は「所務可有之旨被 仰出候以上」とし、藩主の意向を伝える下達文書へと変化した。また、「割符」という言葉は削られたが、新たに割印が相続する合計高の上に押されていることから、証文としての性格は残しているといえよう。

次に資料3、4に記されている禄高に注目してみよう。資料3の竹腰家は前当主の禄高の28パーセントにあたる70石、資料4の諏訪家は30パーセントにあたる90石を、それぞれ家督相続の際に減らされていることがわかる。ただし、この後多くの藩士が勤めに応じて加増されるのが通例である。この点

¹⁷ このことは、藩主吉長の時代に藩の文書様式がほぼ確立した可能性を示唆している。同時代には諸紙の使用を規定する藩法が出され（享保3年，同11年）、享保6年には公用文書用紙の色も淡茜色に定められた。これらの規定は廃藩置県まで継承された。

については、第5節で知行宛行状による給知の安堵および加増と、家督相続の際の減祿の関係性を検討するため、ここでは詳述しない。

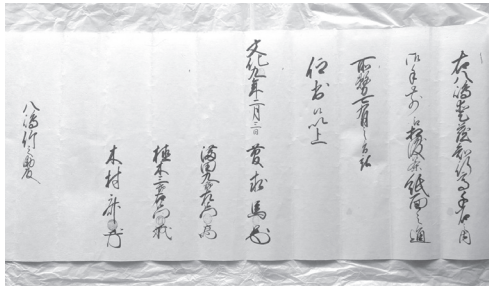


写真4 配知目録・勘定奉行の連署
八嶋一十二 (文化9年)

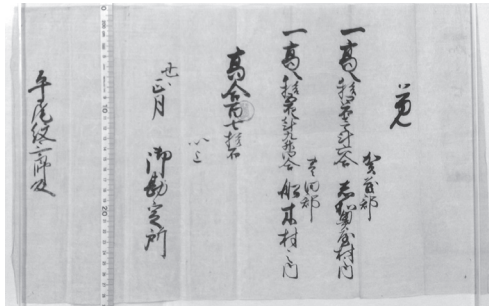


写真5 宝暦7年の暫定的な配知目録
(平尾家文書仮目録 No.8)

発給者を見てみると、年代によって人数は異なるが、おおむね2～5名の勘定奉行の署名が印形・花押とともに並んでいた(写真4)。この勘定奉行の氏名を、『芸藩輯要』に照らし合わせたところ、就任時期の新しい者の順に記載されていた。また、配知目録の文中の㊦、および裏面の紙の継ぎ目に押される印は、この1番目か2番目の奉行の印が使用されている。

最後に、配知目録の大きな特徴である淡茜色の包紙(色諸口紙・全紙¹⁸1枚)について述べたい。知行宛行状と併せて包まない、配知目録単独の包紙の表書は

「配知目録壺通 ○○○○殿」で統一されていた。包紙に色諸口紙が用いられ始めたのは、表1に示したように宝暦12年(1762)からである。これは全知行地が代官支配になった最後の期間(宝暦4～6年)後、宝暦7年に勘定所が発給した暫定的な配知目録が、色諸口紙の豎紙(写真5)であったことが契機と考えられる。

この後、配知目録の料紙は再び大長紙に戻されるが、色諸口紙を包紙に用いることにより、勘定所発給の文書であることを強調する狙いがあったと思われる。

¹⁸ 縦横に裁断されていない、フルサイズの紙のこと。文書様式の「豎紙」もほぼ同様の意味で用いられる。

る。この時期行われていた「宝暦改革」において、勘定奉行は特にその権限が強化されたことが知られ、この動きと軌を一にしている可能性がある¹⁹。

以上、ここまで配知目録の料紙と包紙、文言と書式、発給者といった基礎的な部分を明らかにしてきた。次節では、配知目録と知行宛行状がどのように関連しあい、知行取の藩士へこれらが発給されたか述べていきたい。

5 配知目録と知行宛行状の発給時期

5-1 異なる発給時期

浅野氏は、入国後の元和5年（1617）にまず家老に対して知行を宛行い、翌年に家中への知行割を行った。家老給地が一村丸抱えて永代禄だったのに対し、家中のそれは分散相給知形態であり、給人と知行地百姓が複雑に組み合わせられ、なおかつその百姓をくじ引きで決める「鬮取制」が行われていたことは『広島県史』などで詳しく述べられているところである。

では実際どのような時期に、知行宛行状と家督相続の際の配知目録が出されていたか見ていきたい。

表4は、料紙調査の対象とした6つの家の知行宛行状と配知目録を年表にまとめたものである。表中のグレー部分は前述したように、全知行地が代官の支配下におかれた期間を示し、この間は知行宛行状と配知目録は発給されない。また、3代藩主綱晟と10代藩主慶熾は就任間もなく急死したため在任期間が短く、この2人の知行宛行状は発給されなかった。歴代藩主は襲封してから2年以内に知行宛行状を発給していたようだ。

まず、この表4から以下のことが確認できる。

- ①藩主の代替わりの際は、各藩士へ一斉に知行宛行状を発給し知行高を安堵する。
- ②加増の際も、藩主の黒印が押された知行宛行状が下げ渡される。綱長・吉長の時代は全知行地が代官支配であった期間が明けたのち、および給知入替の際に加増が同時に行われたが、その他はおおむね当主の晩年に近い時期に加増される傾向がある。ただし、諏訪民次郎や今中権六（のちに大学、

¹⁹ 『広島県史 近世2』15～17頁を参照。この時期勘定奉行は年貢収納関係をすべて掌握し、作事方などの諸役所をはじめ、米蔵・紙蔵・材木場など、藩の財政に関わる機関を集中的に管轄することとなったのである。

丹後と称す)のような功績がある者はこの限りではなく、立て続けに加増される例もあった。

- ③配知目録は、知行宛行状と一緒に発給されない。藩士の家督相続時に渡されるので、当然ながら各家が受け取る年はさまざまであるが、前当主が死亡または隠居した翌年の2月から3月初めに発給されたと思われる。

5-2 八嶋家からみる禄高の推移

さらに八嶋家を例として、知行宛行状と配知目録によって禄高がどのように変化したのか追ってみよう(表5)。

表5から、新しい当主は原則的に約25パーセント減らされた知行高を相続していることがわかる。例外は2つあり、まず享保20年3月が10パーセントの減知にとどまることだ。次は、これと対照的な明和4年(1767)であり、30パーセントも減らされている。同時期の明和4年から安永4年(1775)に家督相続をした竹腰・平尾・諏訪家も、35～50パーセントという厳しい減知率となっていた。これらの背景には以下のような藩の事情が指摘できよう。

享保20年の事例は、この8か月後の11月に、家中の知行・切米の永代禄制が行われたことから、早くも3月の段階では家中の士気を高める何らかの必要性があり、1割減に据え置いていたことを示唆している²⁰。一方、明和4年の事例は藩主・重晟の時代に当たり、同年の関東筋川普請手伝いや安永7年(1778)の日光廟修復手伝いといった、莫大な臨時出費をねん出するためと考えられる。

『芸藩志拾遺』によると²¹、藩士への「給知」とすぐには給与しない土地、すなわち藩の収入となる「明知」の「合草高は一定して聊か動かさるところなり」とあり、藩の財政の中で両項目は常に一定となる仕組みになっている。このため、「藩士の隠居又は死亡すれば家禄の幾分を減殺す、其減石は給知を減して明知に入る、所なり、是に反して若し藩士へ家禄を加増し、又は新知を与ふれば、明知の高は減じて給知の高は増す所なり」と同書で述べられるように、藩士の家督相続の際の減知と加増が繰り返されるのである。幕府公役の負担金などの臨時支出にはこの「明知」の歳入が必要だったため、30パーセント以上の厳しい減知率となったのだろう。

²⁰ 『広島県史 近世1』213～214頁を参照。

²¹ 『広島県史 近世資料編1』262頁、下段。

表4 配知目録・知行宛行状発給年表

藩主	和暦	出来事	八嶋家	竹腰家	平尾家	松岡家	諏訪家	今中家
長成	元和5 (1619)	四家老に知行割						
	元和6 (1620)	家中に知行割						
光成	寛永11 (1634)	藩主代替わり			6.5 安兵衛 (宛行)			6.5 主馬助 (宛行)
	寛永16 (1639)	家中給知割替						
	慶安2 (1649)			2.15 弥三郎 (宛行)	2.15 安兵衛 (加増)			
	万治2 (1659)							
	寛文9 (1669)	家中給知入替	3.1 九右衛門 (加増)				3.1 八左衛門 (宛行)	
綱長	寛文13 (1679)				5.21 幼少に侍跡目宛行状五郎七(黒印なし)			
	延宝2 (1674)	藩主代替わり	2.15 九右衛門 (宛行)	2.15 弥三郎 (宛行)		2.15 八左衛門 (宛行)		2.15 八十郎 (宛行)
吉長	延宝3 (1675)	全知行地代官支配 (～元禄12)						
	元禄13 (1700)		1.21 勘大夫 (加増)	1.21 善兵衛 (加増)			1.21 半大夫 (宛行)	1.21 五右衛門 (加増)
宗恒	元禄17 (1704)	2.25 善兵衛→弥平太 (配)						
	宝永7 (1710)	藩主代替わり	2.15 勘大夫 (宛行)	2.15 弥平太 (宛行)	2.15 保兵衛 (宛行)		2.15 嘉平太 (宛行)	2.15 五右衛門 (宛行)
	享保13 (1728)	家中知行割(給知入替)		1.21 次郎右衛門(加増)	1.21 紋三郎 (宛行)	1.21 八左衛門 (宛行)	1.21 嘉平太 (加増)	1.21 権六 (宛行)
	享保17 (1732)	全知行地代官支配 (～享保19)						
	享保20 (1735)	知行・切米を永代録に	3.15 勘大夫→愛蔵(配)					
重成	宝暦4 (1754)	全知行地代官支配 (～宝暦6)						
	宝暦7 (1757)			1 弥次郎 (暫定的配知目録)	1 紋三郎 (暫定的配知目録)			
重成	宝暦7 (1757)	藩主代替わり	6.21 愛蔵 (宛行)	6.21 弥次郎 (宛行)	6.21 紋三郎 (宛行)	6.21 久之丞 (宛行)	6.21 半太 (宛行)	6.21 主馬之助 (宛行)
	宝暦12 (1762)							2.14 主馬之助→万三郎 (配)
重成	明和3 (1766)	藩主代替わり	1.28 愛蔵 (宛行)	1.28 権蔵 (宛行)	1.28 紋三郎 (宛行)		1.28 半太 (宛行)	1.28 万三郎 (宛行)
	明和4 (1767)		2.30 愛蔵→大学 (配)		2.30 紋三郎→保大夫 (配)			
	明和8 (1771)			3.8 権蔵→富衛 (配)				
	安永4 (1775)					3.1 半太→豊次郎 (配)		
	安永9 (1780)		1.22 大学 (加増)					
齊賢	寛政5 (1793)		2.10 大学→愛蔵 (配)					
	寛政9 (1797)							2.15 万三郎→他人太郎 (配)
	享和2 (1802)	藩主代替わり	2.15 愛蔵 (宛行)	2.15 富衛 (宛行)		2.15 弥佐 (宛行)	2.15 民次郎 (宛行)	2.15 他人太郎 (宛行)
	文化5 (1808)		2.1 愛蔵 (加増)					
	文化9 (1812)		2.3 愛蔵→竹之助 (配)					
齊賢	文化12 (1815)					2.15 弥佐→定登 (配)		
	文政3 (1820)	家中の知行替え	2.27 勘大夫 (宛行)	2.27 富衛 (宛行)		2.27 定登 (宛行)	2.27 民次郎 (宛行)	2.28 権六 (宛行)
	文政7 (1824)		3.17 勘大夫→啓次郎 (配)					
	文政9 (1826)			2.1 富衛→五郎三郎 (配)			2.1 民次郎 (加増)	2.1 権六 (宛行)
	文政13 (1830)						2.1 民次郎 (加増)	2.1 権六 (加増)
齊賢	天保9 (1838)	藩主代替わり家中の知行替え	2.28 啓次郎 (宛行)	2.28 五郎三郎 (宛行)		2.28 八左衛門 (宛行)	2.28 民次郎 (宛行)	2.28 権六 (宛行), 2.28 権六 (加増)
	天保13 (1842)						2.1 民次郎 (加増)	2.30 権六 (加増)
	弘化3 (1846)							2.28 権六 (加増)
	弘化5 (1848)					2.28 八左衛門→良之進 (配)		
	嘉永2 (1849)						2.15 民次郎→吉之丞 (配)	
長調(茂長)	安政2 (1855)							2.18 権六→大衛 (配)
	安政3 (1856)				2.15 甚吉郎 (宛行)			
	安政6 (1859)				3.1 甚吉郎→亀次郎 (配)			
	安政7 (1860)	藩主代替わり	2.28 外守 (宛行)	2.28 豊之助 (宛行)	2.28 亀次郎 (宛行)	2.28 (宛なし)	2.28 吉之丞 (宛行)	3.1 大衛 (宛行)
	慶応2 (1866)		2.20 外守→伊織 (配)					
長調(茂長)	慶応3 (1867)						2.27 吉之丞→直太郎 (配)	
	慶応4 (1868)							2.25 大衛→権六 (配)

*1 藩士名前の数字は発給月日。*2 (宛行) は知行宛行状, (加増) は知行宛行状のうち「加増」と明記されているもの。*3 (配) は配知目録を示す。*4 宝暦7年の「暫定的配知目録」(斜字) は本稿第4節・写真5の史料。

表5 八嶋家禄高の変化

和暦（西暦）	発給文書	八嶋家当主	禄高
寛文 9（1669）	光晟知行宛行状	八嶋九右衛門 300 石加増	〔700 石〕 → 1000 石
延宝 2（1674）	綱長知行宛行状	八嶋九右衛門 1000 石安堵	1000 石
	〔配知目録〕	〔八嶋九右衛門→勘大夫① 800 石相続〕	〔1000 石→ 800 石〕
元禄 13（1700）	綱長知行宛行状	八嶋勘大夫① 200 石加増	〔800 石〕 → 1000 石
宝永 7（1710）	吉長知行宛行状	八嶋勘大夫① 1000 石安堵	1000 石
享保 20（1735）	配知目録	八嶋勘大夫①→愛蔵① 900 石相続	1000 石→ 900 石
	〔吉長知行宛行状〕	〔八嶋愛蔵① 100 石加増〕	〔900 石→ 1000 石〕
宝暦 7（1757）	宗恒知行宛行状	八嶋愛蔵① 1000 石安堵	1000 石
明和 3（1766）	重晟知行宛行状	八嶋愛蔵① 1000 石安堵	1000 石
明和 4（1767）	配知目録	八嶋愛蔵①→大学 700 石相続	1000 石→ 700 石
安永 9（1780）	重晟知行宛行状	八嶋大学 300 石加増	700 石→ 1000 石
寛政 5（1793）	配知目録	八嶋大学→愛蔵② 800 石相続	1000 石→ 800 石
享和 2（1802）	斉賢知行宛行状	八嶋愛蔵② 800 石安堵	800 石
文化 5（1808）	斉賢知行宛行状	八嶋愛蔵② 200 石加増	800 石→ 1000 石
文化 9（1812）	配知目録	八嶋愛蔵②→竹之助 750 石相続	1000 石→ 750 石
文政 3（1820）	斉賢知行宛行状	八嶋勘大夫②（竹之助） 750 石安堵	750 石
文政 7（1824）	配知目録	八嶋勘大夫②→啓次郎 565 石相続	750 石→ 565 石
天保 9（1838）	斉肅知行宛行状	八嶋啓次郎 565 石安堵	565 石
安政 7（1860）	茂長知行宛行状	八嶋外守 565 石安堵	565 石
慶応 2（1866）	配知目録	八嶋外守→伊織・565 石相続	1000 石 ^{（*2）} → 565 石

*1〔 〕内は推定される内容。*2 伊織が受け取った配知目録には「右八嶋外守知行高千石之内、地方之分其俣御手前江相渡候条紙面之通」とあり、地方の分565石以外の435石分をどのように給与したのか現段階では明らかにできない。

八嶋家の場合、文化5年（1808）まではこのように減知と加増を繰り返しながらも1000石の家禄を維持してきた。しかしながら、文政7年（1824）のように、八嶋勘大夫が加増されないまま家督相続が行われると、565石まで大幅に禄を減らす結果となっている。

以上のように、藩士がその一生の中で受け取る給知関係の文書は、藩主発給の知行宛行状と勘定所発給の配知目録の2種類がある。すべての知行取の藩士は家督を相続すると、まず減石された配知目録を藩政庁から受け取る。そして主君が代替わりする度に、知行宛行状で給知が宛行われ、その功績（年功も含む）に応じて同じく知行宛行状で加増され、次の世代へと「家」を継承していくのである。

6 おわりに

以上、配知目録を検討した結果、知行宛行状とは根本的に性格が違う文書であることが明らかとなった。下にその要点を述べて、配知目録は藩政庁発給文書として位置づけられるとし、この稿を終えたい。

- ◆ 料紙は奉書紙より格下の大長紙を使用し、公用紙の色諸口紙で包む。
- ◆ 発給時期は藩士の家督相続時（概ね前当主が死亡・隠居した翌年）であり、知行宛行状と同時に発給される文書（折紙）ではない。
- ◆ 勘定所が発給する知行目録である。前当主より低い知行高を渡される。

配知目録は現存点数が少ない史料である。家督相続は藩士にとって一生に一度のことであるから、一代につき配知目録が1通しか存在しないのは当然であり、したがって各家におよそ2～3通残っていればよい方である。八嶋家のように6通も伝来しているのは稀であり、同家を軸として他の5家と料紙や発給時期を比較検討できたのは幸運であった。

この配知目録を最も印象づけるのは、文書自体よりむしろ淡茜色の包紙とあってよく、これがなければ筆者も関心を持つことはなかった。なぜなら、包紙に色諸口紙を用いる例は筆者が知りうる限り1例しかなく²²、最も大型で、かつ格式が高い藩政庁発給文書であることが推定できたからである。

この包紙に限らず、近世文書の料紙からは多くの情報もたらされるのだが、その史料価値にはこれまであまり意が払われてこなかった。その理由の一つに料紙の種類の特定の難しさがあろう。例えば本稿で触れた尺永（尺長）類に関しては、全国的にその用途がよく分かっていない。本稿において広島藩の配知目録の料紙を大長紙と推定したのが、おそらく初例と思われる。しかしながら、他藩においても同様の使用例が十分あり得ると考えられ、今後の研究の進展に期待したい。

近世文書研究において、原本の料紙調査はまだ一般的な手法ではないが、各々の料紙の特性を明らかにすることで、藩政文書などをより多面的に理解する指標を提供できると考えている。

²² 嘉永6年（1853）に家中財政の救済策について藩主の意向を触れた、「借地緩和（御甘め米）に付書付」（『今中文庫目録』C-7-12）であり、本紙・包紙ともに色諸口紙であった。

〔付記〕 本稿の執筆と料紙調査にあたっては以下の方々の御教示・御高配を賜った。末筆ながら記して感謝申し上げたい。(五十音順)

- (個人) 久下 実氏 (広島県立歴史博物館主任学芸員)
地主智彦氏 (文化庁文化財第一課主任文化財調査官)
道岡尚生氏 (呉市倉橋まちづくりセンター館長)
- (機関) 広島大学中央図書館

〔参考文献・参考資料〕

- ・『今中文庫目録—近世今中家と広島藩—』(広島大学出版会, 2006)
- ・『広島県川上村史』(川上村史刊行会, 1960)
- ・「広島藩士 三好家文書展」図録 (広島県立文書館, 2015)
- ・『広島県史 近世1』(広島県, 1981), 『同 近世2』(同, 1984)
- ・『広島県史 近世資料編I』(広島県, 1973), 『同 近世資料編Ⅲ』(同, 1973), 『同 近世資料編Ⅳ』(同, 1975)
- ・本多俊彦「仙台藩知行宛行状について」(『東京大学経済学部資料室年報 3』東京大学経済学部資料室編, 2013)
- ・久下実『シリーズ藩物語 広島藩』(現代書館, 2021)
- ・『新撰紙鑑』(木村青竹編著, 安永6年刊, 1777)
- ・『芸藩輯要』(林保登編著, 芸備風土研究会, 1970)
- ・石川良枝・地主智彦「江戸時代中・後期における広島藩の杉原紙・諸口紙・半紙」(『広島県立歴史博物館紀要』22号, 2020)

(いしかわ よしえ 文書等整理従事員)